

デイサービスぼち

ハラスメント防止の為の指針

デイサービスぼちは、ご利用者様に適切な介護サービスを提供する為、職場及び介護現場(ご利用者様・ご家族様)におけるハラスメント防止の為の本指針を定める。

【職場におけるハラスメント】

① パワーハラスメント

以下の 3 つの要素を全て満たした場合、職場におけるパワーハラスメントに該当するものである。

1. 優越的な関係を背景とした言動であり、
2. 業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、
3. 労働者の就業環境が害されるもの

〈具体的な例〉

身体的な攻撃(暴行・傷害)

精神的な攻撃(脅迫・名誉毀損・侮辱・ひどい暴言)

個の侵害(私的な事に過度に立ち入る事)

② セクシュアルハラスメント

1. 対価型セクシュアルハラスメント

セクハラ行為を受けた労働者が、その言動に対して拒否、抗議などの対応をした事で、事業主から解雇、降格、減給等の不利益を受ける事

2. 環境型セクシュアルハラスメント

職場で行われるセクハラ行為によって仕事の環境が損なわれ、仕事をする上で見過ごせないほど重大な支障が生じること

3. 同性に対するものも含まれる

同性から同性に対するもの、女性から男性に対するものもセクハラに該当する

〈具体的な例〉

性的及び身体上の事柄に関する不必要な質問・発言

わいせつ図画の閲覧、配布、掲示

うわさの流布

不必要な身体への接触

性的な言動により、他の従業員の就業意欲を低下せしめ、能力の発揮を阻害する行為

交際・性的関係の強要

性的な言動への抗議又は拒否等を行った職員に対して、解雇、不当な人事考課、配置転換等

の不利益を与える行為

その他、相手方及び他の従業員に不快感を与える性的な言動

【介護現場(ご利用者様・ご家族様)におけるハラスメント】

① パワーハラスメント・カスタマーハラスメント

1. 身体的な暴力を行う事
2. 違法行為を強要する事
3. 人格を著しく傷つける発言を繰り返し行う事

〈具体的な例〉

攻撃的な態度で大声を出す

強くこづく、身体的暴力をふるう

机や椅子等を叩いたり蹴ったりする

書類を破る

制度上認められていないサービスや、

サービス提供上(契約上)受けていないサービスを強要する

「他の人はやってくれた」等と他者を引き合いに出して強要する

人格を否定する様な発言をする

身体や性格の特徴をなじる、からかいや皮肉を言う

差別的な発言をする

② セクシュアルハラスメント

1. 利益・不利益を条件にした性的接触または要求をする事
2. 性的言動により、サービス提供者に不快な念を抱かせる環境を醸成する事

〈具体的な例〉

性的な関係を要求する

食事やデートへの執拗な誘い

会社や管理者へのクレーム等をちらつかせて誘いをかける

サービス提供上不必要な個人的な接触をはかる、身体に触れてくる

性的冗談を繰り返したり、しつこく言う

繰り返し性的な電話をかけたり、他者に対して吹聴する

わいせつな本等を見えるように置く

【ハラスメント対策】

1. 従業員

本指針に基づいたハラスメント防止を徹底する定期的な研修(年1回以上)を実施する。

2. ご利用者様・ご家族様

介護サービス利用開始(通所介護契約時)等にハラスメントについて説明する。

【ハラスメントに関する相談窓口と対応】

事業所におけるハラスメントに関する相談窓口担当者は次の者を置く。

相談窓口担当：デイサービスぽち代表 井上 麻弥

電話：055-215-6725 携帯：080-2376-0258

メール：pochi-810-bokutachi@outlook.jp

1. 相談窓口担当者は、公平に相談者だけではなく行為者についてもプライバシーを守り対応する。
2. 職場及び介護現場におけるハラスメントを受けた、または発見した場合は、速やかに相談窓口担当者に報告・相談を行い、その出来事を客観的に記録する
3. ハラスメントの相談を行った者が不利益を被らないよう十分注意する
4. 相談窓口担当者と上司は、相談や報告があった事例について問題点や課題を整理した上で、必要な対応を行う

【本指針の閲覧】

本指針は従業者、ご利用者様・ご家族様、他関係機関が閲覧できるよう掲示する